

# 『出水中学校 テニス部保護者会』 会則

## 第1条 (名称及び事務局)

本会は、出水中学校テニス部保護者会（別称『出水中テニス部 保護者会』以下「保護者会」という）と称し、事務局は会計宅に置く。

## 第2条 (目的)

本保護者会は、出水中テニス部 部員の活動を、学校教育活動外の時間帯に置いても物心両面から援助し、安全で且つ充実した活動が行えるようにすることを目的とする。

## 第3条 (事業)

前条の目的を達成するために、同好会の援助と協力、その他目的達成のために必要な事業を行う。

- (1) 学校教育活動内の部活動は、学校で定められた時間内とし、それ以外の活動は、地域クラブの活動として保護者会の責任において行う。
- (2) テニスの活動に留まらず、スポーツを通して、指導者、保護者、地域が連携した教育効果を高めうる活動を実施する。

## 第4条 (会員)

出水中テニス部 部員の保護者及び目的に賛同する者とする。

## 第5条 (役員)

(1) 次のとおりとする

- |     |    |                               |
|-----|----|-------------------------------|
| 会 長 | 1名 | 保護者会を代表し会務を総理する。(2年生保護者)      |
| 副会長 | 2名 | 会長を補佐し事故あるときは職務を代行する。(備品管理担当) |
| 会 計 | 3名 | 会計は、一般会計、遠征会計、コート会計とする。       |
| 監 査 | 2名 | 保護者会の会計を監査する。                 |

(2) 任期は5月1日～翌年4月末日までの1年とし、再任を妨げない。

## 第6条 (会議)

- (1) 総会及び役員会とし、会長が招集する。
- (2) 議事は出席者の過半数により議決する。
- (3) 総会は、毎年1回(5月)開催する。但し、会長が必要と認めたときは臨時総会を開催することができる。
- (4) 総会は次の事項を承認及び議決する。
  - ・会則の制定、改正・役員を選出
  - ・事業計画・予算、決算
  - ・その他必要な事項
- (5) 役員会は必要に応じて開催し、目的を達成するために必要な事項を協議議決する

## 第7条 (経費)

会費、寄付金及びその他をもって充てる。

## 第8条 (会費)

月額1,000円(1子)とする。但し、用品等の購入の際に、臨時に経費が生じる場合は、役員会に置いて決し徴収することができる。

年3回(4000円×3回)に分け徴収する。なお、集金は在籍した月までは徴収するが過払い分は返金する。(3年生は、5月～8月の一期分のみ徴収)

## 第9条 (会計年度)

毎年5月1日に始まり、翌年の4月末日をもって終わる。

## 第10条 (委任)

この会則によらないものは、役員会の決定によるものとする。

なお、この場合は役員会決定事項として次回総会に報告するものとする。

## 第11条 (慶弔)

生徒及び保護者、生徒の兄弟が死亡した場合は慶弔慰金5000円を贈る。

## 付 則

- 1, 本会則は、平成19年5月1日より施行する。  
「一部改正 平成20年5月1日」  
「一部改正 平成22年5月9日」
- 2, 指導者  
原則として指導には、テニス部顧問（学校職員）があたるが、  
必要な場合には、学校長により適切な者を外部コーチとして委嘱することができる。
- 3, 申し合わせ事項
  - (1) 会費徴収について  
会費徴収については、集金袋により年3回会計に納入する。  
摘要欄に生徒氏名と納入月を記入することとする。
  - (2) 部員送迎について  
学校教育活動外における活動については、保護者の責任で行う。  
大会の送迎は、各大会ごとに話し合いで決める。
  - (3) 部員の過失による物品等の破損、紛失について  
部員の過失による物品等の破損、紛失については、顧問・外部コーチ等の説明により、会長及び副会長が判断して保護者会会費から弁償する。  
ただし、高額の場合は、保護者会の会計範囲において行う。
  - (4) 保険について  
部員（生徒）、及び指導者は、スポーツ安全協会傷害保険に加入し、  
会員の事故の保証は、これを限度とする。
  - (5) 怪我や自己の見舞いについて  
クラブ活動中における事故や怪我に対しての見舞金は、2週間以上の入院のみ保護者会費より、5,000円の見舞金をもって行う。（保護者及び兄弟まで）
  - (6) 役員を選任について  
役員任期は5月1日より翌年4月末日までの1年間とし、再任を妨げない。  
また、役員選出は5月の総会時に行うことができる。
- 4, 会員について  
出水中学校テニス部に入部した生徒の保護者は、保護者会に入会するものとする
- 5, 会費について  
集金は、年3回会計が徴収する。（5月・9月・1月） 一期4000円×3回、  
会費のほかに県登録料、スポーツ保険料、学校入部金1000円を5月に支払う。
- 6, 会費の繰り越し  
会費の繰り越し金については、保護者会総会で協議する。
- 7, 活動における約束  
部活動に置いては、すべて学校での決まりに準じて行う。

保護者会 会長殿

平成 年 月 日

### 保護者会 入会申込書（誓約書）

会則の趣意に賛同し、校則・課外部活動規定及び会則を厳守させ、違反の場合は規定に従うことを署名捺印の上誓約し、1期分会費・スポーツ保険料・県登録料を添えて出水中学校テニス部保護者会に入会を申し込みます。

入部者名 年 組 氏名 \_\_\_\_\_  
保護者名 \_\_\_\_\_ 印  
連絡先 住所 \_\_\_\_\_  
TEL \_\_\_\_\_

（緊急時連絡先・携帯等もお願いします）

携帯アドレス \_\_\_\_\_  
（テニス部メーリングリストに登録可能な保護者アドレス）